

静岡県告示第25号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年1月14日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

水口 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
富士市		南松野	稲荷	1362 1号
			水口上	1516-1-1 2号
			〃	1516-1-1 3号
			〃	1516-1-1 4号
			〃	1515-1-2 5号
			〃	1508 6号
			〃	1514-1 7号
			〃	1508 8号
			〃	1508 9号
			〃	1506-2 10号
			〃	1506-1 11号
			〃	1506-2 12号
			〃	水口 1401 13号
			〃	〃 1388-2 14号
			〃	〃 1386-3 15号
			〃	稲荷 1361-3 16号